

『渡島総合振興局公式 Instagram「おしま」と読みます』運営要領

(目的)

第1 この要領は、北海道渡島総合振興局（以下「渡島総合振興局」という。）が、インターネットのソーシャルネットワーキングサービスのアプリケーションである「Instagram」を利用して行う渡島管内の魅力的な情報等を投稿するに当たり、必要な事項について定める。

(投稿内容)

第2 渡島総合振興局は、Instagram を活用して次の情報発信を行う。

(1) 渡島管内の魅力発信に関する情報

ただし、不当に民間の競争を阻害するなど、渡島総合振興局が発信する情報として不適切と認められるものを除く。

(2) イベント情報等、道政に関する情報

(3) その他、地域政策課長が適当と認めた情報

2 前項の情報発信は、総合政策部情報統計局情報政策課（以下「情報政策課」という。）が定める「北海道ソーシャルメディア利用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に十分留意して行うものとする。

(投稿手続き)

第3 投稿は、渡島総合振興局に所属する全職員が行えるものとし、地域政策課保管の専用のタブレット端末から行うものとする。

2 投稿者は、地域政策課長の承認を得た上で、別紙「投稿者管理簿」に投稿月日、投稿内容、所属、職、投稿者名を記載し、投稿を行うものとする。

3 投稿者は、次に掲げる事項を確認した上で投稿しなければならない。

(1) 掲載する画像等は、記事に関連するものとし、事前に権利関係を確認の上、掲載すること。

(2) 記事内にホームページアドレスのリンク先を設定する場合は、次の条件を満たすこと。

ア 投稿内容に関係するものであること。

イ リンク先の内容が公序良俗に反しないものであること。

ウ リンクの相手方に事前に了解を得ているものであること。

(3) 業務時間内（開庁日の8時45分から17時30分）であること。

(セキュリティ対策について)

第4 渡島総合振興局は、公式アカウントにログインするためのIDやパスワードなどの利用者情報について、投稿者以外の者に知られることのないよう適切に管理するとともに、定期的に、また投稿者に異動があった場合などは適宜パスワードを変更するなど、その管理に細心の注意を払うものとする。

2 渡島総合振興局及び投稿者は、北海道のセキュリティポリシーを遵守し、Instagram を運営・利用するものとする。

(外部対応について)

第5 渡島総合振興局は、Instagram の運用に関する考え方を明示するため、運用ポリシーを策定し、Instagram 上にリンクを掲示する。

2 投稿記事へのコメントに対する返信は、必要に応じ適宜行う。

3 投稿記事に対する誹謗中傷等が寄せられ、またはインターネット上などで発見した場合、渡島総合振興局は、その対応にあたるとともに、個人的な誹謗中傷または公序良俗に反する投稿について

は、削除などの必要な措置を講ずるものとする。

4 その他 Instagram の運用を通じてトラブルが発生した場合は、ガイドラインの 5（トラブルが発生した場合の対応例）に基づき、誤解を招くことのないよう、冷静かつ適時に対応するものとする。

（その他）

第6 渡島総合振興局における Instagram の利用に関して、この要領に定めのないものについては、ガイドラインによるものとする。

附 則

この要領は令和元年 11 月 11 日から施行する。